

彦根市新型コロナウイルス感染症対策

掲載している情報は10月22日時点のものです。状況により、掲載内容は変更となる場合があります。

【省略記号】 ②日時 ③場所 ④対象 ⑤定員 ⑥費用（記載なし：無料） ⑦その他 ⑧託児 ⑨申込 ⑩応募 ⑪問い合わせ先

市民団体が行う新型コロナウイルス感染症対策にかかった経費の全額(最大5万円)を補助します

※補助対象団体・経費には要件があります。



【市民活動支援補助金】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の強化を図り、感染症に負けないよう、「新しい生活様式」の普及・実践に取り組む市民団体などを支援しています。

対象団体

- ▶市内に活動場所や活動拠点があること
 - ▶非営利で公益性のある活動を行っていること（親睦やレクリエーションのみを目的としないこと）など
- ※対象団体の例は右のとおりです。

対象経費 令和2年4月1日～同12月31日に導入・設置・支払を完了したもの

▶備品購入費、修繕料、工事請負費（空気清浄機の設置など）

▶消耗品費（マスク、消毒用アルコールなど）

※公益性のある活動に使用する場合に限りです。

補助率 対象経費の10分の10（全額）

補助限度額 最大5万円

申 令和3年3月31日(水)までに、郵送か直接窓口

他 申請は1補助対象者につき1回限りです。

※申請方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

＜対象団体の例＞

- ▶サロン ▶宅老所
- ▶ボランティア団体 ▶国際交流団体
- ▶老人会 ▶子ども会
- ▶学区(地区)社会福祉協議会
- ▶金亀体操実施団体 ▶PTA
- ▶スポーツ少年団など(種目ごと・クラブチームも申請可)
- ▶主に学区単位で活動を実施している協議会、振興会
- ▶自主防災会 ▶子ども食堂 など

皆さんからの
申請を
お待ちしております！



問 市民生活・経済再生支援室（〒522-0041 平田町594） ☎ 30-6153

＜お知らせ＞

広報ひこねへの広告を募集しています

掲載料 1枠 3万円（1号あたり）

大きさ 縦 45.5mm 横 86mm

申込締切 原則、発行日の1か月前

※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。

申・問 シティプロモーション推進課広報係

☎ 30-6103 FAX 22-1398

広報ひこねへの意見・感想などをお寄せください

※広報編集の参考にさせていただきます。

メール

シティプロモーション推進課のメールフォーム



FAX

22-1398



郵送

〒522-8501 元町4-2 シティプロモーション推進課広報係

＜緊急雇用対策＞

会計年度任用職員(パートタイム)を随時募集しています

▶業務内容 窓口・電話対応、書類作成など

▶人数 4人

▶任期 任用の日～令和3年3月31日(水)

※更新なし / 試用期間は1か月間（実勤務日数が15日に満たない場合は延長）

▶勤務時間 9：00～15：45（休憩1時間含む）

▶基本給 時間額 980円

▶その他手当 通勤手当

※勤務場所は、彦根駅西口仮庁舎（大東町）、中央町仮庁舎（中央町）、福祉センター（平田町）、市民会館（尾末町）、くすのきセンター（八坂町）のいずれかです。勤務場所の選択はできません。

問 人事課（〒522-0074 大東町2-28、平日8：30～17：15） ☎ 30-6106 FAX 22-1398

対 次の要件のいずれにも該当する人

①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、仕事を解雇されたり、内定を取り消されたりなどして、現在求職中の人

②受付時点で彦根市内に住民登録がある人
※地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募できません。

応募条件 パソコン（MicrosoftのWord、Excel）の基本的操作が可能なこと

応募方法 応募用紙（指定様式）を直接人事課窓口（彦根駅西口仮庁舎4階）または郵送で提出

応募期間 随時（令和3年2月26日(金)まで）

※書類の様式は人事課窓口にあります（彦根市ホームページからもダウンロードできます）。

選考 面接（随時実施）

※日時などは受付後連絡します。

場 彦根駅西口仮庁舎

他 合格者には面接実施日から7日以内に連絡します。

令和3年度 償却資産・事業用家屋 固定資産税の軽減措置

軽減率 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入が前年の同時期と比べて

30%以上
50%未満減少

50%以上減少

2分の1軽減

全額軽減

対 中小事業者（法人・個人）など

▶資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

▶資本または出資を有しない法人または個人で

従業員が1,000人以下

※大企業の子会社などは対象外

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者などの税負担を軽減するため、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税を軽減します。
※土地は対象外です。

申告期限 令和3年2月1日(月)

申告方法 申告書（※1）（認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの）と必要書類（※2）を添付して税務課資産税係に申告

※1 彦根市ホームページに掲載しています。

※2 認定経営革新等支援機関等に提出した書類と同じもの（コピー可）を提出してください。

●「認定経営革新等支援機関等」とは、税理士や会計士など、国の認定を受けた機関です（まずはこの機関で確認を受ける必要があります）。金融機関以外の認定機関は中小企業庁のホームページから、金融機関は金融庁のホームページから確認できます。

問【申告について】 税務課資産税係 ☎ 30-6138 FAX 22-1398

【制度について】 中小企業の固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077322（平日9：30～17：00）